

第12回農業ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成29年4月7日（金）15:00～17:04

2. 場所：中央合同庁舎第4号館11階第1特別会議室

3. 出席者：

（委員）金丸恭文（座長）、飯田泰之（座長代理）大田弘子（議長）、林いづみ

（専門委員）齋藤一志、藤田毅、三森かおり、渡邊美衡

（事務局）田和規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、佐脇参事官

（政府）山本規制改革担当大臣、長坂内閣府大臣政務官

（農林水産省）山口総括審議官、小川消費安全局参事官、井上食料産業局長

枝元生産局長、大澤経営局長、栗原農地政策課長、柄澤政策統括官

（説明者）全国農業協同組合連合会 成清代表理事理事長

全国農業協同組合連合会 神出代表理事専務

全国農業協同組合連合会 小原常務理事

全国農業協同組合連合会 岩城常務理事

全国農業協同組合連合会 山崎常務理事

一般社団法人全国農業会議所 柚木専務理事

一般社団法人全国農業会議所 山村農地情報公開システム担当部長

4. 議題：

（開会）

1. 全国農業協同組合連合会の年次計画について

（全国農業協同組合連合会からのヒアリング）

2. 農業委員会及び農地情報公開システムについて

（農林水産省及び一般社団法人全国農業会議所からのヒアリング）

（閉会）

5. 議事概要：

○佐脇参事官 これより第12回「農業ワーキング・グループ」を始めます。

野坂委員、長谷川委員、本間専門委員は本日御欠席です。

また、大田議長に御出席いただいております。

本日は、山本大臣、長坂大臣政務官に御出席いただいております。

山本大臣に初めに御挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○山本大臣 皆様、お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、全農と農林水産省にお越しいただきまして、全農からは新たに決定、公表した

年次計画について、また、農林水産省からは規制改革実施計画のフォローアップのため、農業委員会等の活動状況について御説明いただくと伺っております。

今回、全農が公表した年次計画は、昨年秋に決定された農業競争力強化プログラムに基づき、農業資材価格の引き下げや農産物の有利販売に向けた自己改革を実行するため、数値目標を含めて作成、公表されたものと承知しております。

安倍総理は、昨年11月の規制改革推進会議において「数値目標を掲げ、年次計画を立てて、生まれ変わるつもりで自己改革を進めていただきたい」と発言されました。規制改革担当大臣としてその趣旨に即した自己改革を実現する年次計画となっているか、しっかり見ていきたいと思っております。

また、農業委員会については、昨年4月に改正法が施行され、1年が経過しました。新たな農業委員会の指揮のもとにおける担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進は、地方創生を進める上でも極めて重要な課題でありまして、一層の加速が必要と考えております。

委員、専門委員の皆様には、これらの農業改革が着実に進捗しているか、活発な御議論をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○佐脇参事官 ありがとうございます。

報道関係者はここで御退席ください。

(報道関係者退室)

○佐脇参事官 なお、山本大臣、長坂大臣政務官は、公務により途中で御退席される予定でございます。

それでは、ここからの進行は座長をお願いいたします。

○金丸座長 それでは、議題の第1「全国農業協同組合連合会の年次計画について」議論を進めさせていただきます。

昨年11月、規制改革推進会議の提言を踏まえて、総理が本部長である農林水産部・地域の活力創造本部において「農業競争力強化プログラム」が決定され、その中で、生産資材調達や流通加工構造の改革を進める上で重要な役割を担う全農に対し、一層の自己改革が求められたところがございます。このプログラムでは、全農に対し、改革の実現に向け、数値目標を含む年次計画の策定が求められたところですが、今般、3月28日に全農の臨時総代会で年次計画が決定され、公表されました。

全農の年次計画については、農業競争力強化プログラムにおいて政府がその進捗状況についてフォローアップすることとされており、今通常国会における総理の施政方針演説でも、数値目標の達成状況を初め、その進捗をしっかりと管理していく旨、御発言されました。

また、規制改革推進会議が昨年11月28日に決定した「農協改革に関する意見」において、平成26年以来のさまざまな提言を踏まえつつフォローアップする旨、示されており、本会議に御出席いただいた総理からも「規制改革推進会議としても、改革の進捗をしっかりフ

フォローアップしていただきたい」との御発言がありました。

以上の経過を踏まえ、規制改革推進会議農業ワーキング・グループとして、全農の年次計画の内容を聴取し、議論したいと思います。

本日は、全農から、御説明者として成清理事長、質疑応答への御対応に神出専務、小原常務、岩城常務、山崎常務にお越しいただきました。

また、所管省である農林水産省から、大澤経営局長、井上食料産業局長、枝元生産局長、柄澤政策統括官、小川消費・安全局参事官に御同席いただいております。山口総括審議官も後ほど入室される予定です。

それでは、早速ですが、年次計画の内容について全農の成清理事長から御説明を20分程度でお願いいたします。

○成清代表理事理事長 まず、資料を2つ用意しています。資料1を基本に説明します。参考資料は何かということですが、全農の会員討議をするときの事業計画書で、従来ですと事業計画のみですが、今般は創造プラン対応があったので「農林水産業・地域の活力創造プランに係る本会の対応」を追加して、組織討議に付したところですが。事業計画書の内容についてはポイントだけ少し紹介し、資料1のほうで説明します。

それでは、参考資料の46ページをお開けください。「農林水産業・地域の活力創造プランに係る本会の対応」の会員討議をどういうレベルでやったかについて紹介します。

前文は割愛します。1は、活力創造プランの趣旨について全農の認識をまとめたものです。「2. 『活力創造プラン』への対応の考え方」のポイントは、2行目の「本会自らの課題として、業界再編を視野におきつつ、農業所得の増大に向け」云々というところにあり、我がこととして検討しますということを経営総代に表明したものです。

47ページの活力創造プランの概要は、会員総代に、再度確認のために用意したものです。

48ページは、農業生産人口の推移など農業をめぐる情勢についての全農の認識あるいは危機感を会員総代にも共有してもらおうということで用意したものです。図表1は農業就業人口、図表3は国内消費仕向け数量で、米でいえば玄米レベルの必要量、飼料用のトウモロコシも入っています。図表4として主食用米と野菜について国民の消費の仕方が変わっているということを表しており、我々の事業展開の方向性を示唆するものです。

図表1を簡単に紹介すると、5年ごとに農林業センサスという詳しい調査が公表されます。農業就業人口、例えば夫婦で働いておられる場合、2としてカウントします。2005年で335万3,000人、2015年で209万7,000人、これを15歳から年齢ごとの表をもとに、全農として3区分にしてみました。そうすると2015年の75歳以上は66万3,000人、あと5年たつて2020年のセンサスのときには80歳を超えることになる。新規就農が今、1万人から2万人、そうすると50~60万減る理屈になります。しかも、この半分が女性です。農業をする人たちが急速に少なくなっていくという危機感を持っています。後は割愛します。

49ページ以降、まず(1)の観点は「以下の2点とします」ということで、1点目の「会員・組合員から支持され、かけがいのない存在(代わりのきかない存在)であり続ける組

織の戦略はどうあるべきか」、2点目の「農業分野のメインプレーヤーとして、今後の我が国農業の持続的な発展に資するために社会に向かってどのような働きかけをすべきか」、これは業界への働きかけと同時に、農の大切さ、食の大切さ、こういうことも働きかけていきますという意味です。

(2)の事業別改革の方向性は、各事業分野ごとに、市場認識、戦略目的、戦略策定の視座、戦略具体策ということで、あと、ページを繰っていただければおわかりのように、かなり丁寧にまとめています。会員の皆さん方に全農の認識をここで明らかにしたということです。

54ページからが事業別の実施具体策と年次計画です。これは先ほどの資料1につけておきますので、そこで説明します。

資料1を開けていただきますと「Ⅰ. 内部体制の整備」から2ページ目の「Ⅱ. 事業展開の基本的考え方」という構成になっています。事業展開の基本的な考え方は、今、紹介したところを簡潔にまとめて表にしたものです。対外的な記者説明会などもこの資料1を使いました。

まず、内部体制の整備について話をします。

全農自己改革推進本部の設置について、1月に自らで検証する目的で、5つのPTをぶら下げて組成しました。経営管理委員会会長が座長です。

次に、機構改革について、今般テーマになっている園芸、米、生産資材、すなわち耕種の横串を入れる部を作ることを目的に、現在の営農販売企画部を発展的に解消して耕種総合対策部を作りました。

また、輸出対策部を新たに作ることにしました。

今後、順次整備が進むに依じて購買体制の効率化やスリム化をすすめるつもりです。

外部人材の登用についても、購買、販売分野でそれぞれふさわしい方々を登用しようと考えています。経営管理委員会の員外役員というのは、全農経営管理委員会は20名で構成されて、5名が員外、15名が系統組織からです。5名の員外委員は、全農が業務改善命令などを受けたこともあって、内部統制のプロですが、今後はマーケティングや事業系の方々に一部置き換えるという考えです。

Ⅱの事業展開の基本的な考え方について説明します。

生産資材事業は、肥料を代表にまとめていますが、(1)として、系統肥料事業は、戦後の食料増産制度を肥料面から補完した肥料二法の事業モデルを基本的に継承しています。農家の減少や大規模化など生産現場の変化や、近代化、多様化に対応するにはこの事業モデルは不十分と考えます。では、それに代わる新しい事業モデルは何かということですが、改めて共同購入の実を上げるようシンプルな調達・供給ができる競争入札等を中心とする購買方式に抜本的に変え、海外からの製品輸入の取り扱いを含めて、業界再編に資する資材価格引き下げにつながる改革を不断に実行していく考えです。

(2)として、新事業モデル実施に伴い行くと約束している「価格と諸経費の区別請求」

の事務は、肥料にとどまらず他のものにも広げる。また、競争入札等の手法については、新事業モデルに先立ち実施するシミュレーションの中で具体化していく考えです。これは後ほど年次計画のところで詳しく説明します。

販売事業（米穀・園芸）については、これまでの誰かに売ってもらうから、自ら売るに転換するという事です。まず、米穀事業はどうかというと、自由流通になっておりますが、旧食糧管理法下の流通構造と事業マインドが根強く残っていて、消費形態の変化や消費量の減少が続く飽和市場においては、最終実需である精米分野への進出が不可欠と認識します。園芸事業では、卸売市場の機能が無条件委託販売の価格形成・代金決済機能から、広域の荷さばき機能やバイイングパワーに対応した予約相対取引等の価格形成機能に移行しており、市場経由率は年々減少する実態にあります。

3 ページです。では、販売事業の新しい事業モデルはどう考えるか。米卸業者や卸売市場経由主体の事業から、取引先への出資・業務提携やパートナー市場の選別等を行いながら、量販店や加工業者など実需者への直接販売を主体とした事業へ転換し、生産者の手取り向上を目指します。

輸出事業については、我が国の食料消費の減少が見通される中で、国内農業生産の現状を維持するために不可欠な事業分野と認識するというものです。

国内農業生産に直結する生鮮品の輸出については、言うほど簡単ではないので、輸出先の検疫や為替リスクなどの阻害要因を一つずつ解決しながら、長期に安定した事業として確立するためにもろもろの整備をしていこうということです。これは国内での産地間競争とは異なって、海外のマーケットが口を開けて待っているわけではなく、既に別の国の商品が入っているところをどいてもらうということになるから、丁寧にやろうということです。

それでは、年次計画について説明します。4 ページを開けてください。まず肥料について、項目、具体策、年次計画の順にまとめています。共同購入による新たな購買方式への転換の具体策は何かということですが、予約注文を全農へ積み上げてもらい、予約数量をもとに見積もりや入札で有利な価格・工場を決める。その結果、予約注文に基づいて届けるという方式にしようということです。

ただ、年次計画のところの「一般高度化成・NK化成が対象」は何かというと、化成肥料は130万トンぐらい流通しています。130万トンの化成肥料を一気に（2）～（4）の事業モデルに変えるとなると大混乱することが予想されます。したがって、20～30万トンの一般高度化成・NK化成についてシミュレーションし、現実的な対応策を検証しようと考えています。

そのシミュレーションの具体的な方法を2のところに書いていますが、来年春肥をターゲットに仕上げるつもりです。来年の春肥といっても、雪国には年内に送り込まなければいけないので、秋ぐらいまでにはシミュレーションの方向性を固めようと考えています。

あわせて1のところ、現在、予約注文を紙媒体でそれぞれが取りまとめ、全農に連絡さ

れておりますが、農協あるいは生産組織のところで入力されたものが全農に直接つながる仕組みを作ろうと思っています。1年かけてそれを作業して、30年度運用開始できればと思っています。また、未利用生産者への推進も進めるつもりです。

2を飛ばして、3の銘柄集約は、同時に、銘柄数が一般高度化成だけでも400ほどありますので、銘柄整理を行政との連携も図りながら1年間かけてやろうということです。

そうしたものを順次実施していく中で、購買体制の効率化・スリム化を図っていくつもりです。

5ページは、農薬・農業機械についてです。農薬について申し上げれば、ジェネリック農薬による価格引き下げなど、3点ほどにまとめています。

農業機械は、特に米の生産費を考えれば農業機械の占めるウエートが非常に高く、全体の20~25%ぐらいが農機代なので、農業機械については大型トラクターのモデル変更やシェアリースについて本格的にやろうと思っています。韓国の農業事情をいろいろ議論されましたけれども、農機における韓国のやり方は非常に参考になるとしています。ただ、日本の場合は個人で所有するという意識が非常に強いので、そこらのところをどう変えていけるかというのが鍵かと考えています。

6ページの段ボールについては、戦後、野菜の流通が卸売市場を中心に展開されたこともあってか、さまざまな段ボールの形があります。韓国も含め、多くの国が段ボールのサイズを合わせ、パレットで運ぶこともされているようですが、全農の課題認識も同様で、記載している計画に沿って取り組もうということです。

肥料の場合は、事業モデルを抜本的に変えようと思っていますが、飼料については、戦後、日本で畜産が勃興したときから、系統農協はメーカーとして展開してきました。したがって、日常的に商系あるいは専門系との競争環境下で整備を進めており、その事業モデルそのものについて変更する気はありません。ただし、今の飼料の流通が、港湾なり、メーカーの数など効率的になされているかということについては課題があると思われるので、トップメーカーとして率先して改善の取組をするという考えです。

7ページは、販売についてです。米穀と園芸は基本的に取組の基本は変わらないと考えていますが、まず、米について申し上げます。直接販売を増やすことがポイントです。すなわち、流通過程をバイパスして、バイパスして浮いた費用を産地に還元する取組をしようということで、28年度見込み80万トンほどのものを29年度、30年度というふうに上げていく考えです。

ただ、こういう取組は、ある日突然ホームランが打てるようになるわけではないので、一つずつ積み上げていくということで、推進体制をきちんと決め、改めて得意先リストも整理し、そこに対して営業をかけることから始め、必要なインフラにも手を打っていくということです。また、何より大事なのは、産地への販売情報の発信だと思っています。生産から販売まで、バリューチェーンをしっかりと作っていくためには、国民の消費形態の変化に応じて産地にもいろんな提案をしていくことが重要になると考えています。

8 ページは、園芸です。目標をご覧くださいますと、直接販売を増やすことを米同様考えています。目標が同じで業務提携がしっかりしている卸との取引も直販と位置づけており、それらも含めて全農の取り扱いの半分ほどを直販にすることで、29年度、30年度、31年度という年次別に目標を設定しています。

推進体制以下については米同様です。まず、体制を整備して、改めて得意先リストを作り、インフラを整備する。消費情報を産地へフィードバックしながら、産地から消費までのバリューチェーンをしっかり作っていききたいということです。

最後に、輸出についてです。牛肉、米、野菜というような品目ごとに拡大目標を積み上げないと事業にはならないので、積み上げ作業をした結果、年次ごとの目標に端数がついたりして見映えはよくありませんが、この数値にとどまらず拡大しようと思っています。

他国の事業者がおさえている市場に割って入っていかなければなりませんから、産地作り、輸送戦略、販売戦略の実践、新たな需要の掘り起こしなど記載しているさまざまな取組をしながら拡大しようと思っています。これから日本の消費市場がシュリンクしていく中で、きちんと収益がとれる形で海外にマーケットを求めるのは不可欠な事業だと考えています。

以上、私からの説明は終了します。

○金丸座長 ありがとうございます。

本日御説明があった全農の年次計画に関して、所管省としての評価などについて農林水産省から御発言をいただきます。大澤経営局長、お願いします。

○大澤経営局長 総括的な評価をまず行いまして、後は質疑応答の中でお答えしたいと思います。

今回、全農が公表した年次計画につきましては、農業競争力強化プログラムを踏まえて、農業生産資材の価格引き下げ、あるいは農産物の有利販売等々に向けて数値目標を含めたものと承知しておりますけれども、ただ、私どもとして心配しますのは、全農が具体的などのような事業スキームに改めていくのかというところがいま一つはっきりしていない部分があると思っております。したがって、評価としても、直ちにどういうふうになっていくのかというのがわかりませんと評価しづらい面がございますので、今後のフォローアップの中で、そういうところの明確化を図っていくことが大事だと思います。この計画をベースとして、真に農業者の立場に立つことが明らかな事業スキームとなるようにしていきたいと考えています。

具体的なことを申しますと、特に購買事業におきましては、良質なものを安くという観点から、競争入札などによりまして、農業者にとって有利な生産資材メーカーから購入するというスキームになっていってほしいと考えております。

農産物の販売事業につきましては、中間流通を通すのではなくて、消費者、実需者への農産物の直接販売拡大がはっきりしていくことが大事だと思います。

そういう新しいことを取り組むに当たりまして、実現のためには、役職員の意識改革や

外部からの人材の登用と、それがしっかり機能すること、新しい事業スキームに対応したスリムな組織体制が整備されること、こういうことが大事だと思っておりますので、これらについても具体的な取組を期待しております。

農水省としては、繰り返しになりますが、こうした農業者のための全農改革が着実に進むように適切にフォローアップしていきたいと考えています。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの全農及び農林水産省からの御説明について御意見、御質問がございましたらお願いいたします。いかがでございましょうか。林委員、お願いします。

○林委員 ただいま農水省様からも御指摘のあった年次計画全般について、特に体制の具体化についてもう少しお伺いしたいと思います。

体制の具体化については、昨年11月の規制改革推進会議の意見、それから、農業競争力強化プログラムにもありますように、生産資材の購買体制についてはシンプル化すること、農産物の販売事業については外部人材も入れつつ強化することが肝心であるという意見を出させていただいているところでございます。

仄聞するところでは、夏頃までに具体策をお示しになるという情報も耳にしておりますが、実際にはいつまでに具体案を決めて実行なさるのか、この点についてお教えいただければと思います。

○成清代表理事理事長 購買体制のスリム化の話ですか。

○林委員 生産資材については体制のシンプル化、農産物の販売については外部人材を入れて強化する、こういった点を入れた具体案の決定と実行についてのスケジュール感を教えてください。

○成清代表理事理事長 まず、購買体制のスリム化の問題について申し上げますと、肥料についてシミュレーションから始める理由について改めて説明します。全国でまだ300を超えるぐらいの肥料メーカーがあって、これまで競争入札はなされていません。全農の取扱分だけでも競争入札による共同購入に変わると業界のこれまでの慣行を180度変えることになります。そうすると、全農がその気なら、自分は自力で農協なり生産者に直接売るといふメーカーがでてきて、流通が大混乱することが想定されます。したがって、20万トンの一般高度化成とNK化成でテストしてみて課題などを明らかにしようと考えたものです。

それから、もう一つ重要なのは、予約の取りまとめに結構な手間がかかっている、これを1年かけてシステム化しようと思っております。農協の了解が前提なので、今、各県本部で農協に働きかけをしているところです。システムが出来上がれば、農協も全農もこの作業に関わってきた要員を大きく減らせると考えていますが、これもやってみないとわからないということです。

次に、販売の外部人材の登用については、ある販売のプロに4月3日から来てもらっています。このほかにもいろいろとリサーチしていますが、現時点では具体的に紹介できる場所にまでは至っていません。

○林委員 もう少し具体的な期限をお伺いしたかったところですが、ただいま御回答いただいたところは、冒頭でも肥料のシミュレーションについては今年の秋ぐらいまでにはまずは進めるというお話もいただいたところでありますので、年次計画全般について、このグラフでは明らかになっていない具体的な案について早急にお示しいただくことを期待したいと思います。

○金丸座長 ありがとうございます。

いつまでにこういうことをどれぐらいするかということは全体を通じてもっと具体的に明記していただきたいと思います。

それでは、ほかの方。

○藤田専門委員 肥料のことについてお願いしたいのですが、去年の10月からヒアリングさせてもらいながら、集約を含めたシミュレーションをされると言われていたのを私も聞いております。なるべく早くしていただきたいというのが一つ。

今回、一般高度化成ということにターゲットを絞る。非常にわかりやすいものなので私もいいと思います。もう一つやってほしいと思っていたのが単味肥料、輸入してくるものがあります。副産物のものもあるのですが、単味肥料の価格に国際的な競争力はどこまであるのか。仕入れですね。前の資料を見た限りは、単味肥料は韓国より相当高い。その肥料によって変わりますが、ここがなぜなのか。生産者としては非常にここを持ちたいのです。大規模化した生産者は単味肥料を使う可能性が高いです。農地によって一般高度化成などは効率を上げるために使わなくなっています。そうすると合理的に安くできる可能性のある単味肥料をどう供給するかはとても大事なことになると思っていますので、その話を前も私はしたはずですが、そこらはどういうふうになっているのか、お聞きしたいと思います。

○金丸座長 これはずっと藤田さんが指摘されていることですね。

○山崎常務理事 以前にも藤田さんからそのお話があって、単味肥料というのは、一つは輸入されるもの、もう一つは副産物としてそれぞれ国内で出てくるものがあるというお話をしたと思います。輸入するものについては、基本的には山元で買うところは一緒ですので、後は大型船で来るのかという海上運賃なり、それから持ち込んで、いかに国内の諸掛かりを圧縮するかということだと思います。そこは韓国ときちっと競争できる価格にしなければいけないのだろうと思っています。

国内で作る副産物については、現実問題、幾らのコストだということになりません。そこは需給の中での交渉になります。これは鉄の副産物であって、コークスを作るときに出てくる副産物、合成繊維を作るときに出てくる副産物、これが硫安というものになりますが、我々の価格交渉でまだもっと努力して韓国並みに下げなければいけないだろうというふうに認識はしております。

今、藤田さんがおっしゃるとおり、大型の生産者の方は単味肥料を使っていらっしゃる。もう一つは国内の未利用資源、例えば鶏ふん燃焼灰、こういうものは成分が安定していま

すので、我々としては、そういう国内にある未利用資源の肥料化をいかに進めるかということに力を入れていきたいと思っています。

○金丸座長 よろしいですか。

○藤田専門委員 韓国との中で、大型船も含めた、そういうことを考えると相当構造改革的にしていく必要が緊急にあるのではないかと思います。やはりそこを見据えたことをお願いしたいと思います。

○金丸座長 共同販売や共同購買、言葉は2種類、全農といろんな議論をこれまでさせていただいて、実は幾つもの顔を持たれていて、それが農業者から見ると、先ほど話のあった例えば肥料だと、最適調達を農業者のためにする組織であるはずですが、成清理事長は、今まで入札方式はとってこなかった、だから、今回これを試みますと。そうすると300ぐらいの肥料メーカーに混乱が生じるかもしれないという話だったわけですね。本来は農業者にベストを尽くさなければいけないわけだから、一気にこれからダイナミックに競争入札を入れると業界に混乱があるというお話ですが、それは従来ずっとやっていなければいけなかったことだと私は思います。

今の藤田委員の御発言でいうと、輸入してくるときに全農が一番最初に登場する必然性というのは、全農がそれを仕入れたらほかの人が仕入れるより安いということ。それをもう一回肥料メーカーに出しますね。肥料メーカーに出して、もう一回そこから肥料になって出てきたものを売るところにも全農が出てくる。最初に輸入したものに手数料を乗けて、それが肥料メーカーに行って、その肥料メーカーから売るときにもう一回手数料を取るといって、農業者から見たときに、本来だったら部品を仕入れてきたのだから工場に自分が支給するとき利益ゼロで払い出して、肥料を農業者に売るところの手数料について透明性のある形で決めて乗せるべきです。2回も乗せるというのは変だと思えます。これを共同購買とはもともとと言わないのではないかと。そこについてはすごく大きな疑問があります。

販売のところについては、今回は農業競争力強化プログラムの方向性に則ってやっていただいたということについてはマクロには評価しますが、高齢者がどんどん増えてきて農業人口が減って行って生産額も減っているわけだから、農業者が買う肥料の量も農薬の量も増えないはずで。全農が今後、健全な組織でいようとしたら、やはり農作物の販売のほうに注力しなければいけないですねというのが我々の問題提起でした。

販売も、先ほどの話で市場などに持って行っていった比率が高かったのも、直接、自分が販売することに注力するとおっしゃったので、自分が買ってきて農業者に売るものの量は減ってくるわけだから、販売に力を注ごうとしたときに、組織は大きく変わるのではないですかというのが我々のもとの提言だったわけです。

購買のほうはスリム化した結果、先ほど理事長のお話のあった外部人材で大手スーパーの社長だった方を招き入れるということなので、そういう販売力の強化のために大きな構造改革、組織改革を我々は期待していました。そこは共通理解だということでもいいですね。

○成清代表理事理事長 はい。

○金丸座長 それから、肥料については、我々が言った意味での共同購買は、従来は余りやっていなかったのですが、今回これから力を入れてやっていただく。もちろんマーケットにはいろんな人たち、関係者がいらっしゃるわけだから、農業者寄りではやはり行動していただいて、今回掲げたような目標をできる限り前倒しでやっていただくということですね。理事長、それもいいですね。それも合意形成ですね。

○成清代表理事理事長 はい。

○金丸座長 それから、マーケットが販売も含めて小さくなるわけだから、今回の数値目標の輸出は、もちろんいろんな事情があって、まだ日本の農作物を輸出できない国もあるわけだから、そういう現実的なところもあるのだけれども、それを積み上げていったら、理事長御自身もどこかの新聞によれば、余りいい数字ではないという御認識もあったようだけれども、輸出についても今申し上げたように注力していかなければいけない。注力していかなければいけないことははっきりしているわけだから、物を買ってきて農業者に売るほうに注力し続けるのも、それは考え直していただけませんかということだったと思います。私が申し上げたことも合意形成できていると思っていますが、それもよろしいですね。

○成清代表理事理事長 はい。

○金丸座長 では、渡邊委員。

○渡邊専門委員 御説明ありがとうございます。前の質問とも関連するのですが、大変網羅的かつ広範囲にわたる自己改革という印象を受けております。こういった大きな構造改革を進めていく上で、私が一番大事だと考えることは、早いうちに農業者の方々にこの改革の実感を味わっていただくことだと思います。年次計画で3年間展開していただいておりますが、その成果がみんな3年目に出るということではなくて、まずできる簡単なことから実行して成果を出して、農業者の方々が、これはいい改革だ、応援していこうということが、それが全農さんの自己改革に弾みをつけることですし、一番大きなエネルギーとなって改革を進めることになると思います。そういう観点から、今、御説明いただいた中では、我々としては何からまず成果が出てくるのかわかりにくいので、そこを御説明いただければと思います。

○成清代表理事理事長 全農の自己改革の中で、農協、場合によっては法人農家も巻き込んで一つの運動にしなければ実が上がらないと思っているのは肥料です。

650ほど農協があるけれども、3分の1ぐらいが会員総代です。今回は事業計画書のほかにこの活力創造プラン対応があるので、年次計画を全農協に配っています。全農の取組を全農協にわかってもらい、統一した動きにしたいためです。

販売についても、きちんと人を決め、そのセールス先を決める作業に入っています。全農としては、優先順位をつけて順々にということではなく、この計画に沿って一斉に行動を起こそうと考えています。

農業協同組合というのは総合事業をやっている農協が基本で、我々連合組織は、その農協の、補完機能というたてつけで仕事をしています。今回の実行計画は文書にはしていませんが、補完のあり方についてこれまでは抑制的に補完を考えていたのだけれども、これからは能動的、積極的に補完するということにマインドを変えようと考えています。地元の農協との協議を前提に、農協未利用のところにでも直接接するようことも始めようと考えています。肥料について、未利用農家への推進と書くのは勇気が要ったことですが、そういう芽出しをしていって、事業の幅が広がっていけばよいと考えています。

○渡邊専門委員 ありがとうございます。例えば3年間の年次計画では年次ごとのフォローアップというのが大変大事になっていくこともあります。その中で、肥料あるいは販売のところで、例えば1年たった後で目に見える成果が上がっている、その中で全農さんのあり方が、今お言葉のあったような能動的、積極的なものになっていった、そういった実感が伴ってくるということを大変強く期待しております。よろしくをお願いします。

○金丸座長 大臣、どうぞ。

○山本大臣 最初に、肥料は300社ぐらい会社があって、競争入札を一気にやると大混乱が生ずるという話があったのですが、それはどういうことなのか、競争というのはそういうものではないのですか。

○成清代表理事理事長 申し上げれば、供給エリアを仮に九州として、メーカーが5社あったとします。全農が仮に入札して2つに決めたとします。3社は全農への納入がストップになります。従業員がいて、工場があって、明日から全農への納入がとまったから倒産するということにはならないのです。彼らは彼らとして生き延びるために、いろんな動きをします。全農として、そんなこと知ったことかということもあるでしょうが、それはできないという判断です。

工場によって古いところもあったり、ある肥料の種類は製造できないところもあったり、いろんなケースがあるので、シミュレーションする過程でそういう業界の方々をよく話しあう機会も要るのだらうと思います。したがって、例えば、おたくの場合は、こんな状況下、需要が減っていく中で数年かけてでもやめたらどうかとかいうような働きかけをしていくことが現実の問題ではないかと思っています。

○山本大臣 そうというのは経済原則からいえばおかしい話で、そういうのを予測してどうするかを決めるのが企業経営ですよ。ある意味で保護するための、法律でそういうことをよく言うのだけれども、そこは、では全部おたくが止めるまで面倒見ますよというような話にはならないのではないかと思います。

○成清代表理事理事長 肥料の事業モデルを決定的に変えることになるので、現実にかかる課題はシミュレーションしてみないと創造がつかないということを申し上げます。

○金丸座長 共同購買とか基本的にはやっていなくて、成清理事長のお話をお伺いしていると、ずっと未来投資会議でも同じようなことの議論だったのだけれども、農業者のためであればいけないという話が、今のお話だと肥料メーカー側の代理人のように、あるい

は肥料メーカーの300社のボスのように聞こえる。

○成清代表理事理事長 違います。

○金丸座長 明らかに聞こえるわけです。300社か、100社か200社かわかりませんが、そこから出てくる小ロットの、農業者が言われている高いものを買うことによって300社の人々が継続されていると仮にすれば、全農のその部門は肥料メーカー側についている。農業者のためといいながら肥料メーカー側への配慮のほうが大きいように聞こえる。

○成清代表理事理事長 肥料というのは戦後、配給から始まっていて、事業モデルの基本部分は以後も変わっていません。わかってもらわないと困ります。それでもやりますか。大混乱を起こすことになります。それと、130万トンもの供給があります。届けなければいけないのです。切れたら困る。

○金丸座長 安定供給を不安定供給にしるなんて誰も言っていないです。

○成清代表理事理事長 そういうおそれがあるので、20～30万トンのところでどういうことができるか、業界の対応もテストしたいという考えです。

○金丸座長 事務局、何かありますか。

○刀禰次長 今のお話ですけれども、所管省庁は今のような問題をどう考えているかを補足していただけますか。

○大澤経営局長 この案については、それこそプログラムの読み方からいろんな相談にあずかっているものでございますけれども、私どもとの話では、基本的に農家のために少しでも安いもの、質はもちろん確保しなければいけないですけれども、安いものを供給しなければいけないということは共通認識だと思っております。

そういう中で、私どもが聞いていたのは、競争入札という形が本当に安い形になるのか、それとも何か変な形で結果的に高くなってしまおうのか、そういうところをチェックしたいのだということを知っております。

あと、全体の話ですけれども、競争力強化支援法案では、肥料業界については再編が必要であるという認識でおります。

○山本大臣 競争をやって、それで価格が高くなるというのは、本当の競争をやっていないからです。寡占にしているか、あるいは条件を違うところにしているか、完全競争の原理をすれば安くなるに決まっている。

○金丸座長 どうぞ。

○大澤経営局長 大臣のおっしゃるとおりでございます、それについて理解しているつもりでございますけれども、競争入札という仕組みを率直に言って全農がまだ十分理解していない面があると我々は感じておりました、そういうところの対話も含めて今やるところでございます。

○金丸座長 では、政務官。

○長坂大臣政務官 初めて出させていただいて恐縮ですけれども、300社、肥料メーカーというのは大きいのですか。中小企業ですね。極めて日本的な信頼関係で農協さんもやって

こられたのだから、大臣、そういうところもあるのではないのでしょうか。一挙にやると大混乱になったり潰れたりするところが出るかもしれないと思われるのでは。

○山本大臣　そういうものを救ういろんな施策だってあるわけです。私は経済理論で物を考えるので、そういう産業を構造不況業種に指定して救うということだってあるのですよ。「構造調整が必要になってしまうから、それを回避するために競争をなくせばいい」なんていう考え方はおかしいと思います。

○金丸座長　ほかに。

○林委員　私も大臣のおっしゃるとおりだと思います。そういう観点で資料1の4ページの肥料の年次計画の「4. 購買体制の効率化・スリム化」のところで、29年度、来年の3月までで案の作成と組織討議をする、これはいかにも遅い、スピード感がないということと、現時点で考え方の説明ぐらいはできないのだろうかという思いがあります。

さらに、30年度から先のところが「合意できた地区から実施」と書いてありますが、誰と誰の何の合意なのでしょう。

○山崎常務理事　購買体制をスリム化するのには考え方が2つあると思っています。

JAグループ全体の合理化、効率化をしていく。そして、経費を落としていく。生産者の方に資材を少しでも安くお渡しするために、JAグループ全体の経費を落としていくという努力がまず一つあります。各JAがそれぞれ、例えば在庫を持っていて、品切れしないために余分に持っていたりというところを、複数のJAで我々も参画して、それには銘柄集約という前提も必ず入ってきますけれども、無駄のない在庫にして経費を落としていく。JAと我々との機能統合をして経費を落としていくということです。

もう一つは、我々自身のスリム化をしていく。今、事業の仕組みが一定、県単位になっています。県ごとに受け渡しの人がいたり、在庫を持っていたりしますが、県を越えて、もっと効率的な体制をつくっていききたい。

その2つの視点で今、検討しているところであります。JAにも関係するので、JAとの協議ということイメージして組織討議というふうに言っております。

○林委員　そうすると、この合意というのはどなたとどなたの合意。

○山崎常務理事　JAを含めJAグループ全体です。一つは、我々の体制をいかにスリム化して経費を落としていくかということ、もう一つは、広域にすることで生産者に対してのサービス強化もできるはずだと思っています。スリム化と機能強化は反するものではないと思っていますので、そういう案をこれからきちっと具体的につくっていききたい。

○林委員　平成28年11月に既に購買体制のスリム化については要望しているところで、そこからもう御検討いただいていたのではないかと感じておりました。今回、年次計画を立てられるに当たって、これから案を作成する、これから中での協議をする、これを1年かけてやるという計画はどうしてもスピード感がないと感じざるを得ません。

冒頭の競争入札についての御理解の点についても、普通の競争の考え方とは違和感があり、我々は、生産者の立場に立って皆様が動いているものと信じておりますので、スピー

ド感を持ってこのプログラムに取り組んでいただきたいと思います。

○金丸座長 よろしくをお願いします。

では、大田議長、お願いします。

○大田議長 今日はありがとうございます。これだけのプランをおつくりになるに当たっては、どういう姿を目指すのかというような内々の目標値を持っておられると思いますが、この3年間で生産資材の調達コストをどれぐらい削減するという目標をお持ちなのか、それから、農家の所得をどのぐらい上げるという目標を持ってこのプランをおつくりになったのか、お教えいただきたい。これが一つです。

もう一つ、販売事業で米と園芸のところで目標年次が36年度、つまり2024年度とぼんと飛んでしまっていて、これは気が遠くなるほど遠い年次ですが、なぜ36年度なのでしょう。ビジネスの世界で36年度というのはほとんどないぐらい遠い感じがします。

あわせて、例えば園芸のところの数字は、30年度、31年度から不連続に36年度になっていますが、この間に何があってこの数字になるという裏づけはどうなっているのか、お教えいただければと思います。

以上です。

○金丸座長 お答えをどなたか、では、肥料について、山崎さん。

○山崎常務理事 今回、入札を行います。先ほど理事長の言葉が少し不足していたかもしれません。例えば入札で北海道のメーカーが一番安かったとしますが、それを九州まで運ぶのでは生産者にとって本当に安くなるのかどうか、そういうシミュレーションをこれからきちっとしていきます。生産者の段階で本当に安くならなければ意味がないことなので、そういうシミュレーションして積み上げていくので、今から何割下げるとか、数字としては申し上げられない。

もう一つは、例えば2008年、古い話ですが、あのときに原油が100ドルを超え、全ての資源が値上げして、肥料はあのとき3倍になったのです。片方ではそういうコストというもの、原料というものがありますので、初めから何割下げるといふことには多分ならないのだらうと思います。ただ、我々は、今よりも生産者には必ず安くする、そこを目標に一番安くするためにはどうするかということをやりたいと思っています。

あと、コストは肥料代だけではなくて労働費もありますし、例えば省力をどうするのか、先ほどちょっと申し上げましたけれども、農業機械が一番コストが高いです。これについては、言葉を変えて言えば、農家の人に農機を買ってもらわなくてもいい。みんなで共同でリースすればいい。そういう考え方をこれからもっと生産者の方に訴えていってコストを下げていきたい、そういうふうに思っています。

○金丸座長 岩城常務、お願いします。

○岩城常務理事 まず、36年度、気が遠くなるような計画と言われましたけれども、資料1の7ページに30年度という数字がありますね。米の場合でも125万トンという数字を掲げました。実は今の80万トンから45万トン直接請求しなさいというのは、トン25万円とす

ると1,000億円以上新しいマーケットに請求書を出しなさいという計画なのです。急カーブで上がっていく。30年度やり遂げれば36年度のこのぐらいはやっつけられるだろうという目標を立てましょう、そういう計画でございます。30年度、31年度まできっちりでき上がっているのだけれども、この勢いでいけばこれぐらいうちやっつけよう、そういう我々の計画です。31年度まできっちりつくり上げて、それから急カーブという、これは米も園芸も同じです。問題は、45万トン、請求書をどう出していくか。4月まできっちり計画を取り急ぎつくりましたし、米の推進体制も構築し、まず30年度、この計画にこだわって、これさえやり遂げればこれぐらいの目標はできるだろうという見通しでこの計画を置いたということでございます。今、本当にやっているところですから、結果を見ていただきたい、そういうことでございます。

○金丸座長 よろしいですか。時間が来てしまったのですが、どうぞ。

○藤田専門委員 集荷に関して、これを見ると200万トン集荷していくという計画なのですけれども、一番残念なのはそこなのです。できれば、シェアを上げる、集荷を上げるということをやっていただきたい。農家が農協に出したいという、農協の魅力はどこにあるのだろう、その一番根本に来ると思っています。

私は、農協の魅力の一番は、資材が日本の中で一番競争力があると思っています。それから、お金の支払いが確実であるということ、あと、シェアとかをあわせていくと、契約栽培という仕組みをやってほしい。価格が上がったり下がったりというのが経営者としてやる場合に非常に不安定材料です。できれば、価格が上がるというよりも、少しずつ下がっても安定してもらえれば、それに向かって競争していきたい。そういうことを含めて考えると集荷シェアを広げていていただきたいと思っております。

○成清代表理事理事長 同感です。やはり売るといのは、担いで売らないと売れるものではないと考えています。今回、全農が販売のほうは自ら担いで売ろう、実需と産地を結ぶ作業、マッチングの仕事を全農がかわってやろう、そうなるとう当然、両方のニーズがまともれば買い取りもしてくれという話も出てくる。全農が買い取って販売できるという関係ができてくるのだろうと思っています。

○刀禰次長 1点、時間もないようですけれども、先ほどの大田議長の質問に対する答えの中で、7ページの米について急カーブになっているというお話がございました。他方で、8ページの園芸を見ますと、3,100億円が3,200億円、3,300億円となっていく。それが36年度になると5,500億円になるということで、かなり不連続な感じもしているわけですし、恐らくこれも何らかの議論の根拠があるのだろうと思います。そういった点も含めまして、今日、時間も余りないので、会議としても引き続きフォローアップしたいと思いますし、事務局といたしましても、全農さん、所管省の農水省とさらにこの詳しい内容についても勉強してまいりたいと思います。

○金丸座長 時間が来てしまいましたので、本日はこれで終わりたいと思いますが、今日、成清理事長を初め、皆さんから年次計画の御説明を受けまして、方向性は双方同じような

方向を向いているという確認ができたのは意義があったのではないか。ただ、今日がまた新たなスタートではないかということも再認識した次第です。

ずっと申し上げているのは、私どもは、農水省も同じではないかと思いますが、入札をすればいいということではなくて、先ほど私が触れさせていただいた最適な調達、それは誰のためかという、農業者にとって最適な調達であるべきで、これは貫いていただかないといけないと思います。

それから、もちろん関係のある業界への配慮も、私はゼロでいいとは言いませんけれども、冒頭、農業者の高齢化の話、農業人口が減っているという危機感から入られたわけだから、その割には、例えば肥料の今後の買い方と農業者への提供の仕方についてまだまだ踏み込みが甘いのではないかと思います。

ずっとこれも疑問を呈させていただきましたけれども、全農はいろんな顔がある組織なので、この組織はどんな組織であるべきか、引き続き御検討いただきたいという思いがいたしました。

それから、目標値と目標達成に至る工程について連続性がないようなものも指摘があったわけですから、ここももう少し先に行けば具体化をぜひお示ししていただきたいと思えます。

輸出も、引き続き全農インターナショナルに一元化するというお話がありましたけれども、全農インターナショナルがどんな変身を遂げるのか、そのあたりもぜひ示していただきたいと思えます。

それから、外部人材の登用は緒についておられるということなのですが、今後、全農全体のガバナンスとか、将来、改革を推進するためのガバナンスのあり方については、引き続き御検討もされることだと思いますが、そこも期待をしております。ぜひ改革が推進されることを期待しております。

今年全農のトップの皆さんの交代期だと承っておりますので、農業者の方々からの期待あるいは注目があると思えます。開かれたプロセスで、改革を推進される方が選ばれることを強く期待申し上げて、今日のフォローアップとさせていただきたいと思えます。引き続き、進捗は常におありだと思いますので、また情報もアップデートしていただきたいと思えます。

○成清代表理事 会長 ひとつだけ、肥料について委員の皆さんに御理解してもらいたい。全農が逡巡しているように見えるのは、次の事情があるからです。同じ成分の肥料は、今は北海道から九州まで基本的には同じ価格です。農協の倉庫など農村に近いところにメーカーから持ち込んで、その持ち込みレベルでの価格が同じということです。これを入札という方法に変えるということは、メーカーの工場置場で買うことになります。そうすると、例えば入札によりAという工場を全農が指定したとします。A工場に近い農協は直接引き取りを希望し、離れている農協は配送を希望します。農協により、新・旧体制で有利・不利はないかとか、この配送コストは誰が負担することになるか、など創造がつかないこと

が多くて、シミュレーションをしてみないといろいろなものが見えてこないのです。価格の引き下げも然りというところを申し上げたかったのです。

○金丸座長 成清理事長のお考えというか、それも前からずっと聞かせていただいているので、理解しているところがございますが、そのシミュレーションを皆さんが自らやるか、肥料メーカーが出荷先ごとに価格がどれくらい変わるかというのを出してもらったほうが早いとは思いますが、それはぜひシミュレーションとその両方をやっていただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、本日はお忙しい中、本当にありがとうございました。

(全国農業協同組合連合会、農林水産省退室)

(全国農業会議所、農林水産省入室)

○金丸座長 それでは、議題2に移らせていただきます。議題2は「農業委員会及び農地情報公開システムについて」でございます。

農業委員会については、平成26年6月に閣議決定された規制改革実施計画において、選挙・選任方法の見直しや、農地利用最適化推進委員の新設、遊休農地対策などが記載されました。それに基づき改正された農業委員会法が昨年4月1日に施行されてから1年が経過しております。

また、農地情報公開システムについては、平成27年6月に閣議決定された規制改革実施計画において、その利便性・効率性の向上、最新の農地情報をより速やかに反映できるシステムの構築について記載され、農林水産省、全国農業会議所において機能向上が図られてきたと承知しているところです。

本日は、これらの事項について、農林水産省・大澤経営局長、栗原農地政策課長、全国農業会議所・柚木専務理事、山村農地情報公開システム担当部長から御説明を伺います。

それでは、御説明をまず農林水産省からお願いいたします。

○大澤経営局長 経営局長でございます。

資料2-1、その後ろの参考資料が農林水産省からお出ししている資料でございます。

主に資料2-1で御説明いたします。1ページ目をご覧くださいなのですが、昨年度、平成28年度におきましては、改選時期を迎えた、全農業委員会の約2割の288農業委員会が新制度に移行しております。

このうち、271農業委員会につきまして、改選前と改選後を比較したものが下の表でございます。農業委員の数は約半数強に減っておりますが、その中で認定農業者については人数をふやしております、比率的には50%を超えているところでございます。中立委員も271農業委員会それぞれで平均1名程度選任されております。女性も、人数は若干ですが、比率としては当面の目標である10%を超えているところでございます。ただ、制度全体の最終目標の3割にはまだ到達していない状況でございます。

年齢構成につきまして、特徴的なのは、70代以上が非常に多かったわけですが、この比率が減っております、わずかですけれども、40代以下が増えてきております。

このほか、農地利用最適化推進委員が3,477名選任されております。

平成29年度におきましては、約7割の農業委員会が新制度に移行しますので、今年度中に農業委員会はほぼ新制度に移行することになります。

2ページ目は課題でございます。幾つか課題がございました。

新制度で必須業務とされました農地利用の最適化を推進するため、予算制度で交付金を配分する際に成果実績に応じて委員報酬を引き上げる仕組みを導入いたしました。市町村では地方自治法によりまして、基本的には報酬は定額制で、かつ日ごとに決まってくるという原則になっておりますので、報酬条例をどうするかということで、市町村が新しい仕組みになれない面がございました。成果実績を導入したことがないので、なかなか進まなかったということございまして、下の表にありますように、平成28年11月時点で見ただ段階では12月末で移行した265市町村で条例措置したのは47市町村しかございませんでした。そこで、条例のモデル、これは上限を幾らとするという形で、総務省とも相談しながら決めたわけでございますけれども、12月に通知いたしまして、それによって若干ふえておりますが、これを年4回ある市町村の議会でしっかり通さなければいけないということで、今、指導を強化しているところでございます。

それから、委員の選任に当たりまして、ネットワーク機構にも調べていただいたのですが、候補者の数と定数が同数であって、決めつけるわけにもいきませんが、選任に当たって十分に競争がなされていない可能性があるものが約半分弱でございます。

女性委員は比率的には上がっておりますが、1人も任命していないところが約2割、50歳未満を1人も任命していないものが半数弱ということでございます。

農地利用最適化推進委員についても同様な状況でございまして、これらについては昨年7月に是正に向けた指導通知を発出しているところでございまして、さらにフォローアップしていきたいと考えています。

3ページ目は、遊休農地対策の実施状況でございます。これについては、法律上、農業委員会の義務になっておりますけれども、利用意向調査を特に実施していないところが121委員会ございました。これを指導しまして、今では2委員会にとどめております。まだ2委員会実施していないところがございまして、引き続き指導しているところでございます。

その後、農地利用意向調査で自分でやる意向がないというときには、農地中間管理機構との協議の勧告をすることになっておりますが、勧告数についても1桁増えるぐらいに28年度は改善しておりますけれども、まだ536haにとどまっているということでございます。その後、撤回されたり遊休農地を解消したりしたものがありますが、平成29年1月1日現在では勧告を継続しているものは88haとなっております。それでもうまくいかなるときには都道府県知事の裁定になってくるわけですが、その実績は今のところございません。所有者不明の農地については、勧告を経ずに裁定をする仕組みがございまして、これは1件、静岡県で今年2月に出たところでございます。

4 ページ目は、農地利用最適化推進委員の活動状況です。現場活動をしっかりやるための推進委員ということで、先ほど3,477名選任されたということをお報告いたしました。ここでは、栃木県栃木市、茨城県桜川市の例を掲げておりましたが、一部、頑張っているところがございますが、大部分の農業委員会ではまだ成果が上がっていない。先ほどの報酬条例の問題もあろうかと思っておりますけれども、そういうところがございます。

ワーキング・グループの金丸座長からもこのマニュアルについて見せてほしいということがありましたので、参考資料につけ加えております。

それから、モニター調査ということで、推進委員、農業委員についてモニターになっていただきまして、いろんな連携状況についてモニターも行っております。1例だけ掲げておりますが、農地中間管理機構との連携が不十分だと農業委員側でも思っているという回答が出ております。

5 ページ目は、農業委員会の事務局機能の強化ということで、これについては各農業委員会の具体的な話になるわけですが、研修の実施について国費で支援したり、ネットワーク機構からいろいろな働きかけをしていただいているということでございます。これについては、4月末までに各農業委員会から報告を受け、5月中に取りまとめることを予定しております。

直接は関係ございませんが、県段階の都道府県農業委員会ネットワーク機構と、この体制が弱いと思っておりますけれども、農地中間管理機構については、役職員の兼務なり事務所のワンフロア化が進んできているところでございます。

6 ページ目は、農業委員会の情報公開の状況ですが、活動の目標、評価についてホームページ上などで全ての農業委員会が公表することとしております。札幌市の例を参考につけております。

7 ページ目は、農林水産省としての全体の評価でございます。法律のときも非常に議論がありました認定農業者の過半数要件、中立委員の選任、こういうような形は整ってきて、改善されてきていると理解しておりますが、選任に当たっての適正な競争の確保、女性、50歳未満の者の一層の登用にまだ改善が必要だと考えております。

それから、頑張ってくださいのための仕組み、成果実績に応じた報酬条例について強力に指導していきたいと考えております。

成果を上げていただかなければいけませんので、成果について実態の把握等も含めてしっかりやってまいりたいと思います。

農地中間管理機構との連携も重要なことだと思いますし、遊休農地、法律上の措置については、やっていないところをなくすようにしたいと考えております。

以上でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、柚木専務理事、お願いします。

○柚木専務理事 全国農業会議所の柚木でございます。

先生方には、農業委員会制度の改正等につきまして、大変お世話になりました。

私からは、お配りしております資料 2-2 「農地情報公開システムの実績及び運用状況について」ということをごさいます。

詳しいことにつきましては、山村のほうから説明させていただきますが、1 ページでございますけれども、平成27年4月から農地情報・電子地図システムということで、全国農地ナビを公開させていただいております。アクセス件数も27年4月から29年2月までに約5,500万あって、非常に関心も高くなっております。関心が高まるに従って内容についても充実をとということで、先ほど座長のほうからもお話がありましたように、平成27年の閣議決定を受けた形で、それぞれ改善に努めてまいっている状況でございます。

もう一つは、資料の後ろのほうにございますけれども、フェーズ2ということで農地台帳から農地情報公開システムへのデータ移行について、いろいろ国の予算措置もお世話になりながら、昨年の秋からこの移行を順次進めてまいっているところでございます。3月末までにかかなりの量でデータ移行が進んだところでございます。具体的な内容につきましては、山村部長から説明させていただきます。

○山村農地情報公開システム担当部長 それでは、農地情報公開システムの詳細につきまして、御報告をさせていただきます。

1 ページ目の農地情報・電子地図システム①でございます。既に御承知のとおりかと思っておりますが、閲覧可能な農地情報ということで、クリックすると、それぞれ一筆ごとに農地の所在・地番、地目、面積、農振法や都市計画法の地域区分等の情報が出てくるとい仕組みで農地情報を公表しているというのが全国農地ナビの内容になっております。

2 ページ目に参ります。27年4月に全国農地ナビを開設したところですが、実際にお使いになった一般の方々から、検索した結果をもう一度見ようと思ったら、また同じ検索をしなければいけないというお叱りも含めて、御指摘をいただいたところでございます。こうしたことから、いわゆるお気に入りページをつくりまして、それぞれの方々が自分で農地を探して、これはという農地が出てきた場合は、お気に入りのページに入れていただければ、改めて検索の必要がない形で対応できるシステム改修をしたところであります。

こうしたことから、いろいろとニーズが発生しているということを踏まえて、規制改革の皆様方からも具体的なニーズ把握に努めなさいという御指導をいただいているところであります。

実際の利用者の状況ということで、3 ページ目です。スタート時、27年4月の場合、38万ということですが、5月には100万超えということでありまして。直近で申し上げますと、28年12月、本年1月、2月、いずれも400万を超えるという状況になっております。

この表は、真ん中のセッション数が、いわゆる利用者の数とお考えいただいたほうがわかりやすいかと思ひます。2月の欄を見ていただきますと、10万7,472人の方々が434万8,176のアクセス利用をされておられるということで、これを割りますと、お一方おおむね40ページ程度の閲覧をされている現状であります。

さらに、累計数を見ていただきますと、計のところ、5,499万となっておりますが、これを属性について記載しております。官公庁、自治体がそれぞれ500万超えという状況であるにもかかわらず、個人なり企業の方々でいきますと3,800万のアクセスをいただいています。とりわけ企業の皆様方、いわゆる参入希望者になろうかと思えますけれども、こういった方々は414万という数値となっております。

4 ページ目では、そうしたことを踏まえ、先ほど申し上げましたいろいろな利用者からのニーズを把握して、これをシステムに反映していきなさいという御指導をいただいたところであります。

対象のところを見ていただければわかるとおり、農業参入志向企業あるいは新規就農希望者、農業従事者、とりわけ大規模農業経営者、こういった方々のニーズ等をいろいろと確認させていただきました。いずれの場面でも多かったのは、土壌、気象、こういった情報を提供してほしいということをございまして、当初は、レイヤーで重ねるかという議論もあったのですが、コスト的な見合いもありまして、最終的にはリンクを張らせていただくようなことで対応しているところをございます。

最近の改修のリリースということで申し上げますと、現況を示すポリゴンのレイヤー化というのがありまして、これが今年の3月にリリースしたものであります。

具体的な内容につきましては、5 ページ目をお開きいただければと思います。農地情報公開システム、いわゆる全国農地ナビで一般に公開しているものということで申し上げますと、改修前の農地ナビというところを見ていただければと思います。それぞれに青いピンが立っておりますが、これは一筆ごとの情報をあらわします。先ほど申し上げたとおりですが、このことについては登記されている情報になるわけです。

他方、筆ポリゴンの公開を見ていただきますと、それぞれ登記されている一筆の農地ではありますけれども、実態としてどういうふうにご利用されているのかをお示ししているのが、いわゆる現況ポリゴンです。ここに吹き出しを入れておりますけれども、実態的には一括で5筆が利用され、耕作されていることをお示ししています。全国農地ナビは農地の利用促進に資することを前提に作成したということから、その利用実態の情報をこういう形で提供しております。もとのデータは農林水産省の統計部のデータを使わせていただいております。

6 ページ目をお開きいただければと思います。いわゆる農地情報公開システムがシステム開発としては28年度末をもって終了いたしました。この後は、全国市町村の農業委員会のスタンドアローンの農地台帳システムの農地台帳のデータと地図のデータをクラウドのほうに変換移行していくという作業が残されているものであります。この表は、3月までに終了した件数とそれ以外ということで記載しております。移行済みが742農業委員会でありまして、現在作業中が681となっております。

ポイントとなるのは、課題ありというところです。課題ありとは何かを申し上げますと、農地台帳の全ての情報ということになりますと市町村が有する個人情報になります。この

場合、制度で農地情報の公開が農業委員会の必須業務になっていることをもってして、法律があるから了解できるという市町村もあれば、これは条例上、やはり個人情報保護審議会にかけなければいけないとされる市町村もございまして、こうしたところを調整しているということでもあります。年度内に終了すればいいのですけれども、個人情報保護審議会はおおむね1市町村、年に2回程度の開催になっておりまして、どうしても年度を超えるということもございまして、この審議会を経て移行するという市町村がまだ残っているのが1つ目です。

2つ目には、LGWANの活用が今回の行政における個人情報の取り扱いとしては一番重要であるということもございます。市町村にはLGWANは引いてあるのだけれども、農業委員会事務局にはいまだかつてLGWANが引かれていなかったという自治体もございまして、この敷設について市町村内での各情報部局との調整が進められている状況でございます。この辺のところは現状、303ということになっております。

不参加団体につきましては、備考に記載してありますとおり、全城市街化区域であったり、農業従事者がいない、農地が少ない、農家がないというところの市町村でございまして。

7ページ目をお開きいただければと思います。農地情報公開システムの全体像はどうなっているか、これがシステム構成図です。具体的なことを簡単に申し上げますと、左側に農業委員会等がございまして、これが農業委員会の具体的な事務をするところでもありますけれども、この事務局からLGWANを経由して各農業委員会等利用システムにアクセスするということとなります。ここで、毎月の農業委員会の総会等によって権利移転・転用等について農地がいろいろ移動することの最新の情報を入力していただくこととなります。

その内容が、夜間になりまして、格納システムにおいてまいります。格納システムでバッチ処理ということで処理が行われます。と同時に、その処理が終了しますと右側のインターネットアクセス領域のほうへ行きまして、公開前確認システムというところにデータが送られていきます。ただし、当然のことながら、公開される情報だけのフィルターがかかった後に公開前確認システムにデータが送られていくという経過となります。

翌日、農業委員会事務局の職員が、昨日、入力した内容について間違いがないかどうか確認をしていただいて、特に問題がなければ承認ということでエンターを押していただきますと、最新の情報がインターネットを通じて発信されていくということもございまして、最初の入力に1日、確認に1日とした場合、おおむね2日程度で最新の情報に逐次更新される仕組みを実現したものでございます。

最後、8ページ目は、全国農業会議所における農地情報公開システムの管理・運営体制でございます。先ほど制度の改正のお話もございました。私ども全国農業会議所も昨年4月に一般社団法人化させていただきまして、その際に業務規程が法律で定められ、その内容について、とりわけ農地情報公開システム業務については、業務規程に事細かく具体的な情報漏えい等に対する対応が記載されております。

具体的には、事業責任者は事務局長、担当部署につきましては、本システムを運用するための部署を設置して、農地・組織対策部に農地情報公開システム事務局を置いたところであり、この部屋は、御案内のとおり、個人情報扱うということで入退室が管理される部屋を用意したという経過でございます。担当職員に7名、専門職員としてSEが1人ということで進めておりますけれども、具体的な管理運営という観点からいたしますと、その都度、農林水産省のCIO補佐官の方々、あるいは内閣官房IT総合戦略室の皆様方にも御相談申し上げ、御指導、御助言いただいた上で、着実に今後も進めさせていただければと思っている次第でございます。

以上でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

○林委員 資料2-1の農業委員会の新制度移行の実績及び活動状況の3ページについて農水省にお伺いしたいと思います。私どもの会議で、26年6月の閣議決定で遊休農地対策としてお願いした点につきまして、3ページのスキームでは、農地の利用意向調査、農地中間管理機構との協議の勧告、知事による裁定というスキームが示されておまして、これの実効性がまさにフォローアップの対象でございます。

フローの3つ目のところ、28年では3,807件の協議の勧告があり、勧告継続されている農地は88haということですが、その隣の知事の裁定まで行ったのは1件にとどまっているということでございます。もともと知事裁定まで行っているものがなく、伝家の宝刀のようになって、法律の規制が回っていないという問題意識のもとでこれを策定されたわけですが、現実、勧告継続されている88haのうち、知事裁定された1件以外の部分は一体どうなっているのでしょうか。このスキームの実効性を高めるには、知事裁定に至っていない、しかし、協議の勧告がされているものを具体的にどうするのかという具体的な対策が急務ではないかと思うのですが、その点について教えていただければと思います。

○金丸座長 農水省、よろしいですか。

○栗原農地政策課長 今お話のあった3ページの一番右の知事裁定の1件は、所有者不明の遊休農地、すなわち勧告ではなくて農業委員会による公示という手続を経て裁定に至ったものでございます。したがって、現在、勧告の対象として継続している88ha、この中から裁定が出たということではございません。

この88haでございますが、私どもとしては遊休農地の措置の実施の徹底ということはやってまいりまして、それがほぼ全国の農業委員会で実施に移され、昨年11月末までにこの勧告が行われております。その件数が3,807件でございますが、その後、農地中間管理機構が、この農地は機構で定めている借り受け基準に適合しないということで勧告が取り消されたものですか、あるいは別途、その後に進むまでもなく、農地所有者等との間で経営再開等を含めまして何らかの形の農業利用の回復が図られたというようなものもござ

いますので、そういったものに至らず、結局、残ったものが88haということでございます。ここはまだ継続中でございますので、今後さらに、基本的には農業委員会が引き続き指導する中で、利用の再開に向けて持っていくということでしょうし、それがなかなか難しいときに、農地中間管理機構側の判断でどうしても利用権設定が必要だということになれば、今後、裁定申請も出てくるだろうと考えております。

○林委員 ありがとうございます。そうしますと、実績が上がっている部分についてのデータをいただくことがこのスキームの実効性があるということの一つの裏づけになるかと思えますし、また、後半でおっしゃった勧告を受けた遊休農地に対する裁定の実績をこれから上げていくためにどうすればいいかということも引き続き御検討いただくことが必要かと思えます。農業委員会と農地中間管理機構との連携がとれていれば、こういった勧告が出ている今の継続の88haについても、もっと利用権設定に向けてのいろいろな取組ができるのではないかとも思えますので、うまくできているところの取組を横展開するとか、いろいろな工夫の余地があるのではないかと思います。引き続き、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○金丸座長 そうですね。この資料を見ると、結局どうなったのかというのが、効果があったのか、機能したのか、88haを引く前のものがどうなったのかをお示しされたほうがいいのではないかと思います。

では、齋藤さん、お願ひします。

○齋藤専門委員 私の山形のほうでは、いろいろクレームをつけていたのですけれども、農地政策課の適切なアドバイスでうまく中間管理機構も回るようになりまして、大変ありがとうございます。

現場のほうで耕作放棄地は実はどんどん増えています。なぜかというと、土地改良区の土地改良法が余りにも古い法律で、例えば毎年の賦課金、うちのほうは1万円ぐらいなのですが、ずっと加算になって未納であると普通はその人の借金なので、その人が返すのだらうと思うけれども、農地は、何と作る人が過去の負債を払うという摩訶不思議なルールがありまして、農業委員会も中間管理機構も近所の人もその土地はまたいで通ることなのです。これを何とかしてもらわないと、新たに作る人が今までの20万円の借財を返済しないとつukれないという、わけがわからないことになっています。農業委員会がこれからいろいろ一生懸命、遊休農地解消のために頑張ったとしても、借金のある土地なので、法律でそれは新しい耕作者が払うと決まっているので、昭和20年代の法律をぼちぼち直してもらわないと現場のほうでどんどん増えていくと思ひます。これの解消方法は何かないのでしょうか。

○金丸座長 今の指摘についてはいかがですか。

○大澤経営局長 申しわけないですけれども、農村振興局が担当なものですから完璧な答えは無理かとは思ひますが、確かに問題の一つだとは認識しておひます。正確な答えはまた別途お答ひいたします。

金丸座長の御指摘にも関係があるのですけれども、3ページの536haと88haの間には、536haになった時点で必ず農業委員会は中間管理機構にどうするかというのを通知しますので、そこまではつながっていると理解しています。一部は、やはり耕作する気になったということで戻っているのもあるでしょうが、大部分は、数字がなくて申しわけないのですけれども、先ほど課長からも説明がありましたように、中間管理機構の借り受け基準、これは応募が出ていて貸し付ける可能性がすごく低いのではないかとか、そうすると中間管理機構は必ずしも受けなくてもいいことになっております。土地改良事業で今回、法案で出しておりますけれども、利用者はもちろん、所有者の負担もなしで整備していく。整備することによって耕作可能になっていく。そうすれば中間管理機構は引き受けられますので、そこが一つ解決策になるのではないかと考えております。

既往の賦課金の問題につきましては、また調べた上で御説明いたします。

○金丸座長 では、齋藤委員の質問については後ほどまたお答えいただきたいと思います。

くしくもこの絵が、88haから右に矢印はあるのだけれども、この右の矢印がすごく重要ではなくて、違う矢印のプロセスがどうなっているかというのがまさしく課題ですね。

○大澤経営局長 そこはどういう実態なのか、両極端なものですから、本当に農業を続けていくものと、中間管理機構とキャッチボールみたいになっているところとあって、どうも後者が多いのではないかと。その解決策としては、多分、土地改良法の改正が一つなり得ると思うのですが、いずれにしても実態を見ないとはいけませんので、そこは我々も課題だと思っております。

○金丸座長 では、引き続きそれは調べていただきたいと思います。

ほかに、飯田座長代理、お願いします。

○飯田座長代理 資料2-1の1ページ、2ページについてですけれども、候補者の数と委員定数が同数になるというか、競争が働かないというのはどういった理由によるのか、例えば、その地区で、ある程度実働している農業者自体が少ないということなのか、人数はいるのだけれども、メンバーが固定してしまっていて、ほかの人が手を挙げないという話なのかというのが1点目です。

この新制度で中立委員というのが地域によって非常に選任が難しいのではないかとと思うのですが、中立委員にはどのような方が請け負われているのかというのが2点目です。

3点目ですが、報酬の歩合制といいますか、インセンティブづけを阻んでいる一番大きな要因というのは農業者の方々の中にあるのか、行政側の立法等の措置の手続が遅いからなのか、どの辺にあると考えられますか。

○金丸座長 よろしいですか。

○大澤経営局長 とりあえず、3点目をまずお答えします。これはそれこそ柚木さんともずっと去年の7月から議論させていただいているところだと思いますけれども、市町村で今まで歩合制といいますか、成果に応じた給与の支払いがなかったということでありまして、我々も初めはそういうふうに決めてもらえばいいのだと聞いていたのですけれども、

なかなか意識が変わっていなかった。それから、地方自治法の解釈も非常に厳密になっていたところがあります。その点につきましては、先ほども御説明しましたがけれども、総務省とも話をした上で一応様式を示しましたので、ここは急速に進んでいくと思っております。

○栗原農地政策課長 今お尋ねのありました農業委員、推進委員の選任に当たります事情でございますが、各地域において事情はさまざまだろうと思えますけれども、一つ聞きますのは、なり手がなかなかいないということで、人の不足ですね。こういった地域もあると聞いております。

実際の委員の選任に当たりましては、推薦ないしは公募というプロセスを経るわけなのですが、既に移行しているところの実情を見ますと、推薦で委員におなりになった方が8割、公募が2割ということで、依然として推薦といいますか、各地域の団体、さまざまところからの推薦、あるいは農業者からの推薦とか、いろいろあります。何とか掘り起こしをいただいているものの、やはりなり手がなかなかおらず、従来、農業委員をやっていたらっしゃった方などを推薦するというケースが多かろうと推測しているところでございます。

次に、中立委員でございます。この中立委員につきましては、これも既に移行しました農業委員会の実態を見てみますと、一番多いのは元公務員といったような肩書の方でございます。手元の数字だと全体の3割方の農業委員会ではそういった方が中立委員になっているということで、そのほかは、元農業団体の職員の方、あるいは商工業者の方、元会社員といったような方々も選任されている事例がございます。

以上です。

○金丸座長 ありがとうございます。柚木専務理事、お願いします。

○柚木専務理事 組織の立場から、1点目の話ですけれども、なかなか手がいけないという話もあるのですが、公選制のときは実際に定数を上回って投票になったのが10%をちょっと切っていた。そういうこともあって、この制度になったのですけれども、今回、ここで数字が定数どおりというのが128ですけれども、残りの143は定数を上回って出ています。そこで選考委員会なり評価委員会でやっておりますので、逆に言えば50何%で、昔の8%から比べれば、この段階でございますけれども、手が挙がってきています。地域の推薦はかなり話し合いがあるのですけれども、公募がございますので、やはり自ら手を挙げられる方も現場としては出てこられて、それで定数をかなり上回って、選考委員会を開いてやっていらっしゃる委員会もあるということは御報告させていただければと思っております。

それから、利害関係のない者の中に、大変少数でございますけれども、弁護士とか司法書士、税理士なども何人か入られております。

以上です。

○金丸座長 それでは、三森委員、お願いします。

○三森専門委員 お尋ねさせていただきたいのですけれども、先ほどの飯田委員の後ということではないのですが、選任の状況の中に必ず女性ですとか年齢層とかいうものが出てきます。旧制度の場合とはかく、新制度になると今度は首長が任命するというふうになってきているにもかかわらず、私のいる甲州市もそうなのですが、女性の委員がいない。これに当たって、例えば資料2-1の2ページ目なのですけれども、改善が必要と考えられるとおっしゃっている中で、国と全国農業会議所のほうでは、そういった出てこないところに関して何か施策をしていらっしゃるのか、いらっしゃらないのか。

もう一つ、公募・推薦が定員に満たないというところもありますね。農業者がいないところでは仕方がないのであれば、そういうものを課題とか改善というところに載せないほうがいいのではないかと考えています。

これに関して、例えば女性と50歳未満は必ず入れるのが必要なのか、必要ではないのかというところで、そこもきちっと精査して、入れるべきであるのであれば、その先のことも国と全国農業会議所がきちっと指導するべきではないかという質問ですが、お願いいたします。

○金丸座長 では、農水省からお願いします。

○大澤経営局長 まず、女性なり世代間のバランスに配慮するということは法律上の要請ですので、必要だと思っておりますし、これについては指導も昨年7月に課長通知で各市町村までおりの形で発出してしております。

それから、女性の農業者の集まりといいますか、団体なり若手の農業者の集まりというのも農水省として把握しておりますので、その会に出るたびに、農業委員会の趣旨と、積極的に手を挙げてくださいというお願いもしているところでございます。

○金丸座長 では、柚木さん。

○柚木専務理事 おっしゃるように、法律が変わったのだから、選挙ではないのだから、クオータ制か何かで女性何人と決めてくれたらいいのではないかと、こういう話は現場にはあります。

ただ、今回の制度の中ではそこまで行かなかったということで、我々としては、少なくとも複数の女性の委員を入れるという運動として取り組んでいる状況なのですが、三森さんおっしゃるように、市町村長の任命になりましたから、やはり女性を任命していない市町村は周りから見てもおかしいというふうな、そういう相互の牽制はこれからかなり働いてくるのではないかと考えております。7月に3分の2が移行しますので、そこに向けては、さらに我々も農水省とも連携をとりながら積極的に推進を図って、若い人についても同じようにやっていきたいと考えています。

○金丸座長 ありがとうございます。

では、大田議長、お願いします。

○大田議長 資料2-1の4ページの一番下に、農業委員会と農地中間管理機構との連携がとれていないという回答が4割と出ているのですけれども、この原因は何なのでしょう

か。これが1つです。

あと、農地情報公開システムでアクセス数は増えていっているのですが、利用度と申しますか、利用状況が把握できないのですけれども、利用されているのか、されていないのか。その利用度をどう評価されているのか、ここで期待される新規参入者や大規模化を図ろうとするような担い手の方に利用されているのか。また、システムを周知させるためにどういうことをやっておられるのか、お教えいただければと思います。

○金丸座長 では、農水省からお願いします。

○栗原農地政策課長 まず、1点目の農業委員会と農地中間管理機構の連携ということでございます。現状におきましては、やはりモニターからも上がってきているように、なかなか連携がとれていないという地区もまだ多数あるという現状でございます。要は、中間管理機構側で現場体制をどうするのだというのが、これも推進しておりましたが、まだそれぞれの県の全域にわたってしっかりしたものができていなかったということだろうと思います。

したがって、そこにつきましては、現在、各県の農地中間管理機構に対しては、現場段階で連携の体制が抽象的なものではなく、具体的にこういった連携の仕組みをとるのだということをそれぞれの県の活動指針の中に書き込んでほしいということの指導をしております。各県によって、現在その取組が進行中というところでございます。また、今回、モニターからは、それぞれの地区の実情に応じまして、具体的にこうしたらどうかというような非常に貴重な御意見なども上がってきておりますので、引き続き、我々はそういった現場の意見も酌み取りながら指導を続けていきたいと思っております。

○金丸座長 ありがとうございます。

○山村農地情報公開システム担当部長 御質問いただきまして、ありがとうございます。システムをこれだけ開発して、農地利用にどれぐらい資しているのか、こういう御趣旨かと理解しております。先ほども申し上げましたとおり、これからようやく逐次更新ということにはなるのですが、定期的に大規模な農業経営者の皆様方にお話をお伺いしますと、まず、農地ナビは知っているということは当然なのですが、ではどういう使い方をされていますかとお伺いしますと、来年の作付をどうするかというときに一番使うというようなことが1つ目です。2つ目に、新規就農者についてはまだ周知が足りないというか、そういうフェアに私ども出まして、出店でデモンストレーション等もやらせていただくのですが、こんなシステムがあったのは知らなかったというのが大半の状況であります。今後、逐次更新ができるようになってから、さらなる普及啓発に努めてまいりたいと思っている次第でございます。

○金丸座長 ありがとうございます。

本日お伺いした農業委員会や農地情報公開システムに関する改革は、担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進の観点から極めて重要な取組でございます。農水省、全国農業会議所には、競争力ある農業、魅力ある農業が実現され

るよう、より実効性ある施策や、新たに明らかになった課題への対応に引き続き努めていただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、時間が参りましたので、本日は以上とさせていただきます。

農水省、全国農業会議所の皆様、御出席ありがとうございました。

最後に事務局から何かございますか。

○佐脇参事官 次回の開催期日等につきましては、後日、事務局から御連絡いたします。

○金丸座長 それでは、これで会議を終了いたします。

委員、専門委員の皆様は、事務的な連絡事項がございますので、この場に残っていただきますよう、お願いいたします。

(全国農業会議所、農林水産省退室)